

# 令和3年度 第11回香取市農業委員会総会議事録

令和4年2月7日

2月7日（月）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第8 報告第3号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について  
日程第9 報告第4号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について  
日程第10 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子			
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清		
6番	遠	藤	宏	7番	寺	島	美	幸		
8番	片	野	壽	夫	9番	海	老	澤	武	
10番	富	澤	克	彦	11番	飯	森	孝		
12番	高	松	多	可	史	13番	鵜	澤	幹	司
14番	菅	谷	樹	雄	15番	林	藤	江		
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男		
19番	伊	藤	寛							

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志  
農地班長 滑 川 典 文  
主 査 高 橋 亮 太 郎

管理班長 石 毛 明 子  
主 査 玉 造 浩 之

開会 午後 2時59分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、17名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和3年度第11回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、9番 海老澤 武委員、18番 栗林利男委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和4年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、1ページから4ページで、整理番号は1番から9番です。

整理番号1番、2番は、それぞれ耕作の利便を図り、農業経営の合理化を図るため、交換による所有権移転をするものです。

整理番号3番、4番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るためであります。権利の内容は、3番は売買により、4番は贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号5番は、親子間の贈与により農業後継者に所有権移転するものです。

整理番号6番は、譲渡人が農業経営廃止のため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号7番は、新規に法人化され農地所有適格法人として農業経営に参入するため、賃借権の設定をするものです。

整理番号8番、9番は、相続人不存在である農地で、相続財産管理人が選任され売買による所有権移転をするものです。

以上、9件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 去る、1月27日（木曜日）午後1時30分より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は、9件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号1番、2番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 担当委員の意見を伺います。

議案第1号 整理番号1番、2番について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 整理番号1番および2番について、関連がありますので一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いに耕作の利便性の向上により農業経営の合理化が図られることから、交換により所有権移転するものです。

交換により、耕作の利便性が図られるため、今後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号1番、2番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号1番、2番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号 整理番号1番、2番を除く7件について、審議します。

担当委員の意見を伺います。

整理番号3番について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請の譲渡人は、高齢で住所地から遠隔地であり、農地の管理ができないため農地を

処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号4番について、8番 片野壽夫委員

8番片野委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請の譲受人は、自作地から近い農地を取得して、規模拡大を図りたい意向があり、知人である譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番について、12番 高松多可史委員。

12番高松委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

山田推進委員には電話にて連絡しました。

この申請は、父が高齢のため後継者である子が贈与により、所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番について、17番 大堀 潔委員。

17番大堀委員 整理番号6番について、埴推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番について、18番 栗林利男委員。

18番栗林委員 整理番号7番について、根本法明推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営に参入するため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、〇〇〇〇・〇〇〇〇などの〇〇栽培を計画しており、5年後の経営面積は51.5haを目標としております。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、その内容において適正で賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番、9番については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 それでは、私から代読させていただきます。

整理番号8番、9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号8番、9番については関連がありますので、一括して説明いたします。

この申請は、申請地の所有者が相続人不存在であり、相続財産管理人が選任され、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため、売買にて譲り受けるものでございます。

各申請地は、譲受人の自宅から近く、通作に支障ないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われまます。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号1番、2番の2件を除く7件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号1番、2番の2件を除く7件については、原案のとおり決定いたします。



本件は、譲受人は申請地において、令和4年2月28日まで、〇〇〇〇および〇〇〇〇用地としての一時転用許可を受けておりますが、〇〇〇計画を1年間延長することに伴い、事業区域内にある農地についても一時転用期間を1年間延長するものです。

なお、周辺の営農に支障もないため、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号17番から21番の5件については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号17番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号17番から21番までは、関連案件ですので、一括して説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇の東の方角〇〇mにある〇〇の交差点より〇〇〇〇〇〇方面に、約〇km行った〇側に位置します。

本件は、譲受人は申請地において、令和4年2月28日まで、〇〇〇〇〇〇用地としての一時転用許可を受けておりますが、〇〇〇計画を1年間延長することに伴い、事業区域内にある農地についても一時転用期間を1年間延長するものです。

なお、周辺の営農に支障もないため、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、14ページから15ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番、転用目的は、太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号2番、転用目的は、事業場への進入路拡幅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

整理番号3番、4番、転用目的は、専用住宅用地です。権利の内容は3番は所有権移転、4番は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、3番は都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地です。4番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号5番、6番、関連案件で、転用目的は、駐車場用地で権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、6件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇が行われる〇〇〇を背にして右側に〇〇〇〇〇があり、〇mほど進んだ〇側になります。

本件は、譲受人は〇〇〇〇の〇〇〇ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで敷地内にて自然浸透処理となり、隣接する農地とは高低差がないため、土砂等流出の恐れはありません。

また、申請地は土地改良区などの受益ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号2番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇線を〇〇方面に向かいまして、〇kmほど行きますと右手に〇〇〇〇があります。その先左手によれる交差点があるんですが左に入って1kmほど行きますと、〇手に〇〇〇〇という〇〇が見えます。その〇〇の隣になります。

本件は、譲受人は〇〇に所在する〇〇〇〇事業などを営む法人ですが、事業地への出入り口で利用している道路の幅員が狭く不便であるため、この道路に隣接する申請地を利用して、進入路の一部を拡幅し車両のすれ違いをする待避スペースを設けるものです。

申請地では、1.2mほど盛り土を行います。

排水は、雨水のみで敷地内にて自然浸透処理となり隣接する農地に対しては、土留めを設けることで土砂等の流出を防止いたします。

また、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号3番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明しま



以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番、6番の2件について、14番 菅谷樹雄委員。

14番菅谷委員 整理番号5番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

なお、整理番号5番と6番は関連案件ですので、一括して説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇信号を〇方面に向かって〇〇mほど行った〇側です。

本件は、譲受人は〇〇で〇〇〇の〇〇・〇〇事業を営んでいますが、従業員用および〇〇〇〇〇〇用の駐車スペースが不足しているため、工場の隣接地である申請地に駐車場を設けるものです。

申請地では、平坦にするため、1.5mの厚さの範囲で切土と盛土を行います。

排水は、雨水のみで敷地内で浸透処理し、隣接する農地との境界に塀を設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。  
令和4年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは16ページから48ページで、整理番号は1番から82番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上82件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号8番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号8番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号8番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第4号 整理番号79番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号79番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号79番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 議案第4号 整理番号8番、79番を除く80件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号の整理番号8番、79番を除く80件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号8番、79番を除く80件について、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和4年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは49ページから59ページで、整理番号は1番から23番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、23 件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第 5 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第 5 号 整理番号 20 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号 整理番号 20 番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 整理番号 20 番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第 5 号 整理番号 20 番を除く 22 件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号 整理番号 20 番を除く 22 件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 整理番号 20 番を除く 22 件については、原案のとおり決定いたしま

す。

---

◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和4年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、8件です。

---

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和4年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、25件です。

---

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。令和4年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件であります。

---

◎日程第9 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地及び採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。令

和4年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、7件です。

---

◎日程第10 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和4年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件です。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時50分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人